

大阪市条例第94号

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例

大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(指導改善を要する教員に対する支援及び措置)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 教育委員会は、第2項の規定による申出又は前項の事実確認その他の必要な措置に基づき、児童等に対する指導が不適切であると認めた教員に対し、教育公務員特例法第25条第1項に規定する指導改善研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 教育委員会は、教育公務員特例法第25条第4項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p> <p>(<u>小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保</u>)</p> <p>第16条 教育委員会は、<u>小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第56条(規則第79条において準用する場</u></p>	<p>(指導改善を要する教員に対する支援及び措置)</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 教育委員会は、第2項の規定による申出又は前項の事実確認その他の必要な措置に基づき、児童等に対する指導が不適切であると認めた教員に対し、教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 教育委員会は、教育公務員特例法第25条の2第4項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。</p> <p>(<u>小学校の学級数の適正規模の確保</u>)</p> <p>第16条 教育委員会は、<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)</u>の学級数の規模を適正規模(児童の良好な教育環境</p>

合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)の学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)の規模を適正規模(児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。

- 2 適正規模は、小学校にあつては学級数が12から24まで、中学校にあつては学級数が9から24までであることとする。

[3 略]

- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。

(1) 学級数が6を下回る中学校であつて今後も6以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの

(2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの

- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計

の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。

- 2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。

[3 同左]

- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(以下「適正配置対象校」という。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。

[新設]

[新設]

- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模

<p><u>画に係る小学校又は中学校の学級数の規模</u> が適正かつ円滑に適正規模となることが できるものでなければならない。</p> <p>[6～8 略]</p> <p><u>9 前各項に定めるもののほか、適正規模の</u> <u>確保に関し必要な事項は、教育委員会規則</u> <u>で定める。</u></p>	<p>が適正かつ円滑に適正規模となることが できるものでなければならない。</p> <p>[6～8 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。